（登録学科講習事務の実施に係る義務）

第七十七条の六の二十　登録タンカー学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録タンカー学科講習事務を行わなければならない。

一～二　（略）

三　甲種危険物等取扱責任者（石油）、甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）又は甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の十八第一項第二号に該当する者に行わせること。

（準用）

第七十七条の六の二十一　第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録タンカー学科講習、登録タンカー学科講習実施機関及び登録タンカー学科講習事務について準用する。

（学科講習の登録）

第七十七条の六の二十二　第十号表第一号1(3)に規定する講習（以下この章において「登録低引火点燃料船学科講習」という。）の登録は、登録低引火点燃料船学科講習を行おうとする者の申請により行う。

②　第十号表第一号1(3)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習の実施に関する事務（以下「登録低引火点燃料船学科講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日

③　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三　講師の氏名及び経歴を記載した書類

四　講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

五　登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第七十七条の六の二十三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次に掲げる科目について行われるものであること。

イ　低引火点燃料船の構造及び設備

ロ　低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム

（登録学科講習事務の実施に係る義務）

第七十七条の六の二十　登録学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録学科講習事務を行わなければならない。

一～二　（略）

三　甲種危険物等取扱責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の十八第一項第二号に該当する者に行わせること。

（準用）

第七十七条の六の二十一　第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録学科講習、登録学科講習実施機関及び登録学科講習の実施に関する事務について準用する。

（新設）

（新設）